

## 令和7年度障害者雇用実態調査 調査項目の補足について

## 設問 04 (1)

## ダイバーシティ経営

多様な属性の違いを活かし、個々の人才の能力を最大限引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して、全社的かつ継続的に進めていく経営。

## 設問 07 (2)

## 合理的配慮

障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。

障害者雇用促進法において、合理的配慮の提供が事業主の義務であり、事業主は、障害者から支障となっている事情や必要な配慮を求める意思の表明があった場合には、障害者と話し合い、その意向を十分尊重した上で、「過重な負担」にならない範囲で対応する必要がある。

## 設問 10 (1)

1. 障害者働き・暮らし応援センター

障害者の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取組を進めるとともに、実習の実施、職場の定着、就労に伴う生活のサポート等を関係機関と連携して実施する機関。  
県内に7か所設置。

2. トライ WORK 支援事業

職場体験の実施を通じて、障害者の就労意欲の向上を図るとともに、企業の障害者雇用に対する理解を深め、互いが障害者雇用の可能性を発見する機会を提供する。

3. 障害者雇用優良事業所等知事表彰

障害者雇用支援月間である9月に、障害者雇用の優良な事業所や、優秀な勤労障害者等を表彰することにより、企業の積極的な障害者雇用の取組を讃え、社会にアピールする。

4. 滋賀県立高等技術専門校総合実務科

知的障害者が個々の特性や能力に応じて就職することができるよう、基本的な技能やサービス系職種に関する専門的技能を習得し、安定した就労を通じて職業的自立と社会的地位の向上を図る職業訓練コース。

5. 障害者委託訓練

障害者を対象とした1~3か月、1か月100時間程度の訓練を企業や民間教育訓練機関等に委託して実施し、雇用の促進を図るもの。

